

## 5) 講義資料



令和3年度 母子保健指導者養成研修事業  
児童福祉施設給食担当者研修

## 児童福祉・母子保健対策等の動向



子ども家庭局母子保健課



1

## 本日の内容

- 1 成育基本法と健やか親子21(第2次)について
- 2 食育推進基本計画について
- 3 保育所等における食育の推進について
- 4 令和3年度 栄養施策の方向性について

2

## 本日の内容

- 1 成育基本法と健やか親子21(第2次)について
- 2 食育推進基本計画について
- 3 保育所等における食育の推進について
- 4 令和3年度 栄養施策の方向性について

3

## 母子保健・児童福祉分野における栄養施策について

### 取組の方向性

#### 成育基本法(平成30年法律第104号)

成育医療等基本方針

(令和3年4月1日閣議決定)

○成育過程にある者等に対する保健 等  
**健やか親子21(第2次)**

【指標】

- ・児童・生徒における腹痛傾向・  
肥満傾向の割合、  
・朝食を欠食する子どもの割合

#### 食育基本法(平成17年法律第63号)

第4次食育推進基本計画

(令和3年4月1日食育推進会議決定)

○妊娠婦や乳幼児に対する食育の推進  
○保育所等における食育の推進

【指標】

- ・第3次食育推進基本計画(平成28年)  
「保育所保育指針」の改定(平成29年)

#### 少子化社会対策大綱

(令和2年5月29日閣議決定)

○「食育」の普及・促進

【指標】  
食育に关心を持っている国民の割合  
90%以上

### 基盤整備

#### ●調査の実施

「乳幼児栄養調査」

(平成27年)

「乳幼児身体検査」

(平成22年)

●調査研究事業等の実施

#### ●妊娠・出産期、乳幼児期における栄養・食生活支援のガイドライン等の作成

「妊娠前からはじめる妊娠婦のための食生活指針」「児童養護施設における食事の提供ガイド」

(令和3年改定)

「授乳・離乳の支援ガイド」

(平成31年改定)

「保育所における食事の提供ガイドライン」

(平成24年)

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」

(平成31年改訂)

### 取組、普及啓発等の実施

自治体における妊娠婦・乳幼児の栄養指導の実施

保育所等児童福祉施設における食育の取組、「児童福祉施設給食関係者研修会」の開催 等

4

## 成育基本法の概要

※「成育過程にある者及びその保護者並びに妊娠婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」(平成30年法律第104号)

平成30(2018)年12月14日公布

### 法律の目的

次の社会を推向成育過程にある者の個人としての尊厳が運びられ、その心身の健やかな成育が確保されることが重要な課題となつてゐること等に鑑み、児童の権利に関する条約の精神に基づき、成育医療等を提供するための取組を開始し、基本理念を定め、国、地方公共団体、保護者及び医療機関等の責務等を明文化にし、並びに成育医療等基本方針の策定について定めるとともに、成育医療等の提供に関する施策の基本となる基準を定めることにより、成育過程にある者及びその保護者並びに妊娠婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する。

### 主な内容

#### ○基本理念

成育過程にある者の心身の健やかな成育が得られることを  
尊び・守るの原則

・成育過程における医療等の提供に際しては、医療の質を重視する

・成育する妊娠婦にかかるわいわい育むの精神的拘束等による心身の健康等の障害の発生を防ぐ

・成育医療等における医療等に対する情報の適切な提供、社会的経済的状況

に合わせて柔軟に対応する等をもって、育てるところが成育の整備

○国、地方公共団体、保護者、医療関係者等の責務

○関係者相互の連携及び協力

○法則上の措置等

○施策の実施の状況の公表(毎年1回)

#### ○成育医療等基本方針の策定と評価

※閣議決定により策定し、公表する。

※少なくとも4年ごとに策定

#### ○基本的施設

・成育過程にある者・妊娠婦に対する医療

・成育医療等の提供に関する施設

・妊娠婦にかかる・妊娠婦の心身の健康等に関する教育及び啓発

・成育医療等に関する体制等の整備等

例: 成育過程における者に対する予防接種等に関する記録

・成育医療等における各段階にかかる問題に対する対応

・成育医療等における各段階にかかる問題に対する対応

その他のの問題に対する対応

#### ○成育医療等協議会の設置

※厚生労働省に設置

※委員会は厚生労働大臣が任命

※組織及び運営に際しては、成育医療等の実施に関する問題等を設立する

○都道府県の医療計画その他の政令で定める計画の作成の際の成育医療等への配慮義務(努力義務)

## 成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針 概要

令和3年2月9日閣議決定

### 基本的方向

成育過程にある者等を取り巻く環境が大きく変化している中で、成育医療等の提供に当たっては、医療、保健、教育、福祉などのより幅広い関係分野での取組の推進が必要であることから、各分野における施策の相互連携を図りつつ、その必要性に適確に対応し、子どもの権利を尊重した成育医療等が提供されるよう、成育過程にある者等に対して横断的な視点での総合的な取組を推進する。

### 成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項

(1) 成育過程にある者等及び妊娠婦に対する医療

①周産期医療体制 ►成育周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター等の整備を通じた地域の周産期医療体制の確保

②小児医療等の体制 ►子どもが地域において休日・夜間を含め、いつでも安心して医療サービスを受けられる小児医療体制の充実

等

③妊娠・出産等への保健施設 ►子どもが地域において休日・夜間を含め、いつでも安心して医療サービスを受けられる小児医療体制の充実

等

④乳幼児の保健等による保健施設 ►乳幼児の保健等による保健施設等による保健等の実施及び乳幼児の生活習慣等の改善等の実施

⑤学齢期及び青春期における保健施設 ►生前の健やかさに対する影響・育生や運動等の生活習慣の形成のための健やか育成の推進等

⑥生涯にわたる保健施設 ►生涯にわたる保健施設等による保健等の実施及び乳幼児の生活習慣の改善等の実施

⑦(2) 成育過程における者等に対する保健

①学校教育及び生涯学習 ■妊娠・出産等に関する医学的・科学的・正しい知識の普及・啓発の学校教育段階からの推進 等

②音楽・美術等による文化活動 ►音楽・美術等による文化活動による保健等の実施

③乳幼児の保健等による保健施設 ►乳幼児の保健等による保健等の実施及び乳幼児の生活習慣等の改善等の実施

④学齢期及び青春期における保健施設 ►生前の健やかさに対する影響・育生や運動等の生活習慣の形成のための健やか育成の推進等

⑤生涯にわたる保健施設 ►生涯にわたる保健施設等による保健等の実施及び乳幼児の生活習慣の改善等の実施

⑥(3) 調査研究 ►成育医療等の実施に関する調査研究等による成育医療等の実施の実態の把握等

⑦(4) 記録の収集等に関する体制等

①預防接種、乳幼児定期検査、学校における體育施設における記録の収集・管理・活用等に関する体制等 データベースその他の必要な設備等

②音楽・美術等による文化活動 ►音楽・美術等による文化活動による保健等の実施

③(5) 調査研究 ►成育医療等の実施に関する調査研究等による成育医療等の実施の実態の把握等

④(6) 災害時における支援体制の整備 ►災害時における支援の受け入れ体制等の整備等

⑤(7) 成育医療等の提供に関する推進体制等 ►各種施設に関する各地域の成育医療等の実施の推進等

⑥(8) 其他の成育医療等の提供に関する施策の推進に関する事項

►国・地方公共団体は、施設の進歩状況や実施体制等を客観的に評価し、必要な見直しにつなげるP D C Aサイクル

に基づく取組の適切な実施 等

⑦(9) 国・地方公共団体は、成育医療等の提供に関する各地域の成育医療等の実施の推進等

⑧(10) 健やか親子21(第2次)の実施等による成育医療等の実施の実態の把握等

⑨(11) 健やか親子21(第2次)の実施等による成育医療等の実施の実態の把握等

⑩(12) 健やか親子21(第2次)の実施等による成育医療等の実施の実態の把握等

⑪(13) 健やか親子21(第2次)の実施等による成育医療等の実施の実態の把握等

⑫(14) 健やか親子21(第2次)の実施等による成育医療等の実施の実態の把握等

⑬(15) 健やか親子21(第2次)の実施等による成育医療等の実施の実態の把握等

⑭(16) 健やか親子21(第2次)の実施等による成育医療等の実施の実態の把握等

⑮(17) 健やか親子21(第2次)の実施等による成育医療等の実施の実態の把握等

⑯(18) 健やか親子21(第2次)の実施等による成育医療等の実施の実態の把握等

⑰(19) 健やか親子21(第2次)の実施等による成育医療等の実施の実態の把握等

⑱(20) 健やか親子21(第2次)の実施等による成育医療等の実施の実態の把握等

⑲(21) 健やか親子21(第2次)の実施等による成育医療等の実施の実態の把握等

⑳(22) 健やか親子21(第2次)の実施等による成育医療等の実施の実態の把握等

㉑(23) 健やか親子21(第2次)の実施等による成育医療等の実施の実態の把握等

㉒(24) 健やか親子21(第2次)の実施等による成育医療等の実施の実態の把握等

㉓(25) 健やか親子21(第2次)の実施等による成育医療等の実施の実態の把握等

㉔(26) 健やか親子21(第2次)の実施等による成育医療等の実施の実態の把握等

㉕(27) 健やか親子21(第2次)の実施等による成育医療等の実施の実態の把握等

㉖(28) 健やか親子21(第2次)の実施等による成育医療等の実施の実態の把握等

㉗(29) 健やか親子21(第2次)の実施等による成育医療等の実施の実態の把握等

㉘(30) 健やか親子21(第2次)の実施等による成育医療等の実施の実態の把握等

㉙(31) 健やか親子21(第2次)の実施等による成育医療等の実施の実態の把握等

㉚(32) 健やか親子21(第2次)の実施等による成育医療等の実施の実態の把握等

㉛(33) 健やか親子21(第2次)の実施等による成育医療等の実施の実態の把握等

㉜(34) 健やか親子21(第2次)の実施等による成育医療等の実施の実態の把握等

㉝(35) 健やか親子21(第2次)の実施等による成育医療等の実施の実態の把握等

㉞(36) 健やか親子21(第2次)の実施等による成育医療等の実施の実態の把握等

㉟(37) 健やか親子21(第2次)の実施等による成育医療等の実施の実態の把握等

㉟(38) 健やか親子21(第2次)の実施等による成育医療等の実施の実態の把握等

㉟(39) 健やか親子21(第2次)の実施等による成育医療等の実施の実態の把握等

㉟(40) 健やか親子21(第2次)の実施等による成育医療等の実施の実態の把握等

㉟(41) 健やか親子21(第2次)の実施等による成育医療等の実施の実態の把握等

㉟(42) 健やか親子21(第2次)の実施等による成育医療等の実施の実態の把握等

㉟(43) 健やか親子21(第2次)の実施等による成育医療等の実施の実態の把握等

㉟(44) 健やか親子21(第2次)の実施等による成育医療等の実施の実態の把握等

㉟(45) 健やか親子21(第2次)の実施等による成育医療等の実施の実態の把握等

㉟(46) 健やか親子21(第2次)の実施等による成育医療等の実施の実態の把握等

㉟(47) 健やか親子21(第2次)の実施等による成育医療等の実施の実態の把握等

㉟(48) 健やか親子21(第2次)の実施等による成育医療等の実施の実態の把握等

㉟(49) 健やか親子21(第2次)の実施等による成育医療等の実施の実態の把握等

㉟(50) 健やか親子21(第2次)の実施等による成育医療等の実施の実態の把握等

㉟(51) 健やか親子21(第2次)の実施等による成育医療等の実施の実態の把握等

㉟(52) 健やか親子21(第2次)の実施等による成育医療等の実施の実態の把握等

㉟(53) 健やか親子21(第2次)の実施等による成育医療等の実施の実態の把握等

㉟(54) 健やか親子21(第2次)の実施等による成育医療等の実施の実態の把握等

㉟(55) 健やか親子21(第2次)の実施等による成育医療等の実施の実態の把握等

㉟(56) 健やか親子21(第2次)の実施等による成育医療等の実施の実態の把握等

㉟(57) 健やか親子21(第2次)の実施等による成育医療等の実施の実態の把握等

㉟(58) 健やか親子21(第2次)の実施等による成育医療等の実施の実態の把握等

㉟(59) 健やか親子21(第2次)の実施等による成育医療等の実施の実態の把握等

㉟(60) 健やか親子21(第2次)の実施等による成育医療等の実施の実態の把握等

㉟(61) 健やか親子21(第2次)の実施等による成育医療等の実施の実態の把握等

㉟(62) 健やか親子21(第2次)の実施等による成育医療等の実施の実態の把握等

㉟(63) 健やか親子21(第2次)の実施等による成育医療等の実施の実態の把握等

㉟(64) 健やか親子21(第2次)の実施等による成育医療等の実施の実態の把握等

㉟(65) 健やか親子21(第2次)の実施等による成育医療等の実施の実態の把握等

㉟(66) 健やか親子21(第2次)の実施等による成育医療等の実施の実態の把握等

㉟(67) 健やか親子21(第2次)の実施等による成育医療等の実施の実態の把握等

㉟(68) 健やか親子21(第2次)の実施等による成育医療等の実施の実態の把握等

㉟(69) 健やか親子21(第2次)の実施等による成育医療等の実施の実態の把握等

㉟(70) 健やか親子21(第2次)の実施等による成育医療等の実施の実態の把握等

㉟(71) 健やか親子21(第2次)の実施等による成育医療等の実施の実態の把握等

㉟(72) 健やか親子21(第2次)の実施等による成育医療等の実施の実態の把握等

㉟(73) 健やか親子21(第2次)の実施等による成育医療等の実施の実態の把握等

## 成育基本法における食育等の位置付け

### 成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針(抄)

#### I 成育医療等の提供に関する施策の推進に関する基本的方向

##### 1 成育医療等の現状と課題

(低出生体重児の割合の増加)

全出生数中の低出生体重児の割合が増加する要因としては医学の進歩(早期産児の割合の増加)、多胎妊娠、妊娠前の母親の痩せ(低栄養状態)、妊娠中の体重増加抑制、歯周病、喫煙、飲酒等の因子が報告されており、引き続き、全出生数中の低出生体重児の割合の減少に向けて、要因の軽減に向けた取組が必要である。

(学童期・思春期における全般の問題)

性に関すること、肥満や痩せなど自身の体に関すること、運動や食生活などの生活習慣に関すること、がんに関することなど健康教育の充実に資する様々な知識を身に付けるための積極的な取組が求められている。

(食生活等生活習慣に関する課題)

子どもや若い世代の食生活においては、脂質や食塩の過剰な摂取、朝食の欠食といった食生活の乱れがみられる。朝食の欠食については、就寝時間、起床時間といった1日の生活リズムとも関係する。このため、子どもの頃の食生活をはじめとした生活習慣全般に対応する取組を行い、健やかな生活習慣を身に付けることが必要である。さらに、子どもの食生活については、貧困等の社会経済的な要因も含めた総合的な視点で検討することが重要である。

7

#### 2 成育過程にある者等に対する保健

(2) 妊産婦等への保健施策

・妊産婦の望ましい食生活の実現に向けて、各種指針やガイドライン等を活用した栄養指導の実施等、健康づくりに向けた取組を推進する。

(3) 乳幼児期における保健施策

・乳幼児期は成長や発達が著しく、生涯にわたる健康づくりの基盤となる重要な時期であることから、乳幼児及び保護者に対する栄養指導の実施を推進する。

(4) 学童期及び思春期における保健施策

・学童期及び思春期を通じ、生涯の健康づくりに資する栄養・食生活や運動等の生活習慣の形成のための健康教育を推進する。

・子どもの健やかな成長及び発達並びに健康の維持及び増進のため、「早寝早起き朝ごはん」国民運動や「健やか親子21(第2次)」の普及啓発等を通じて、学校等と、家庭や地域等が連携した食育を推進する。

・障害のある子どもの栄養管理に必要な相談体制及び連携体制の整備に向けた検討を行う。

(5) 生涯にわたる保健施策

・若年女性の痩せは骨量減少、低出生体重出産のリスク等との関連があることを踏まえ、妊娠前からの望ましい食生活の実践等、適切な健康管理に向けて、各種指針等により普及啓発を行う。

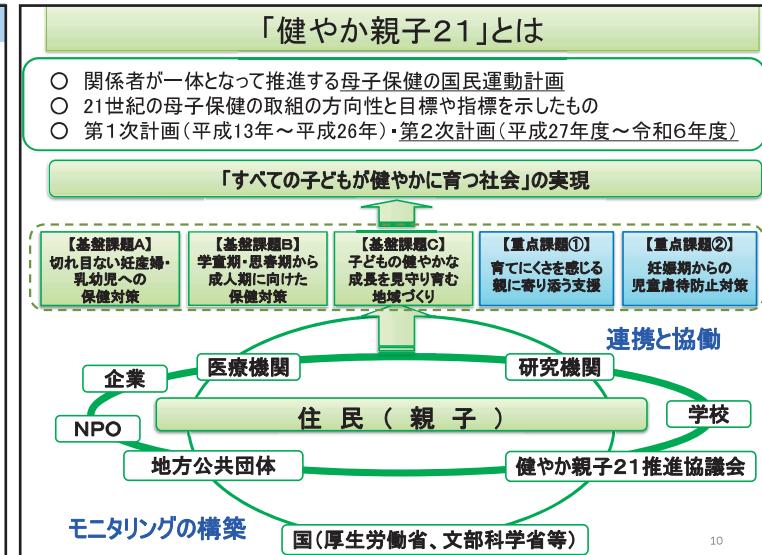
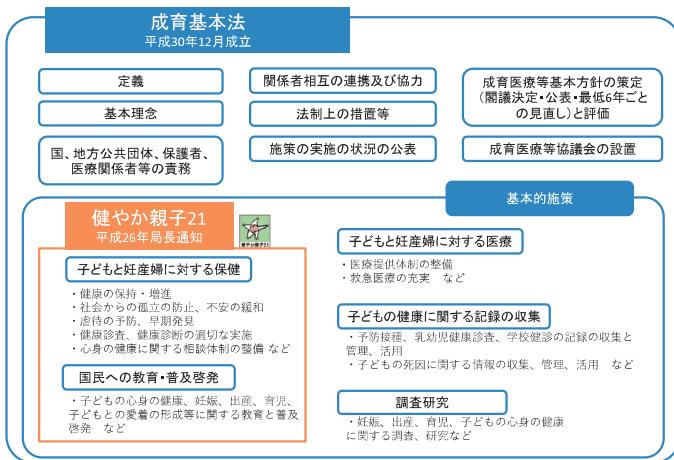
・DOHaDの概念を踏まえて、妊娠中の体重増加不良やストレスの軽減など生涯を通じた疾病予防対策を実施する。

#### 6 災害時等における支援体制の整備

・災害時等における授乳の支援や液体ミルクをはじめとする母子に必要となる物資の備蓄及び活用を推進する。

8

## 成育基本法と健やか親子21の関係

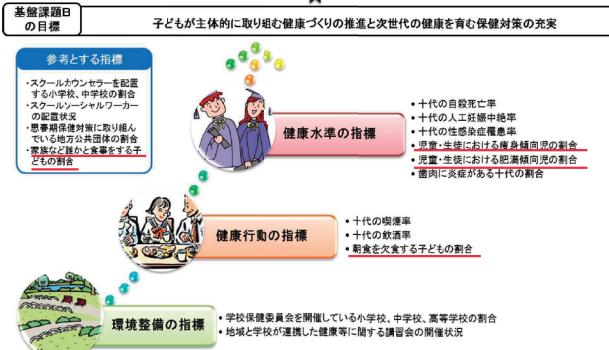


9

#### 基盤課題B 目標達成に向けたイメージ図

##### 基盤課題B: 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

すべての子どもが健やかに育つ社会



11

#### 「健やか親子21(第2次)」(2015~2024年)の中間評価について

##### 全体の目標達成状況等の評価 ~52指標のうち、65%が改善~

| 評価区分                 | 該当指標数<br>(割合)   | 該当項目  |                      |
|----------------------|-----------------|---|----------------------|
|                      |                 | A 目標を達成した<br>改善した   | B 目標に達して<br>いないが改善した |
| A 目標を達成した<br>改善した    | 12項目<br>(23.1%) | ○妊娠・出産について満足している者の割合<br>○マタニティマークを妊娠中に使用したことのある母親の割合<br>○積極的に育児をしている父親の割合 等 |                      |
| B 目標に達して<br>いないが改善した | 22項目<br>(42.3%) | ○乳幼児健康診査の受診率<br>○育児期間中の両親の喫煙率<br>○地域と学校が連携した健康等に関する講習会の開催状況 等               |                      |
| C 変わらない              | 5項目<br>(9.6%)   | ○十代の自殺死亡率<br>○児童・生徒における瘦身傾向児の割合<br>○育てにくさを感じたときに対処できる親の割合 等                 |                      |
| D 悪くなっている            | 4項目<br>(7.7%)   | ○朝食を欠食する子どもの割合<br>○発達障害を知っている国民の割合 等  |                      |
| E 評価できない             | 9項目<br>(17.3%)  | ○母子保健分野に携わる関係者の専門性の向上に取り組んでいる地方公共団体の割合<br>○児童虐待による死亡数 等                     |                      |

12

## 「健やか親子21(第2次)中間評価等に関する検討会」報告書の主なポイント

- 「健やか親子21(第2次)」策定時に目標として設定した52指標のうち、34指標が改善するなど一定の成果が出ており、「マタニティマークを知っている国民の割合」など既に最終評価目標に到達した指標もみられる。
- 一方で、妊産婦の自殺数が産科的合併症による母体死亡数を上回っていることなど  
**妊産婦のメンタルヘルスケア**も大きな課題である。引き続き、子育て世代包括支援センター等を中心とした多機関連携による支援の充実を図る必要がある。
- 「**十代の自殺死亡率」「児童虐待による死亡数**」などは改善しているとはいはず、引き続いでの対策が求められる。
- 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策においては、**十代の性に関する課題**について正しい知識を身に付けることの重要性が強く指摘されており、産婦人科医や助産師等の専門家を講師として活用するなど、効果的な性教育を取り組むことが求められている。
- 父親の育児への取組が大きく変化している一方で、育児に伴う父親の産後うつなどについて実態の把握が十分とはいえない状況を踏まえ、**父親の育児支援**や心身の健康に関する現状の把握を進める必要がある。
- 地域間での健康格差を解消するためには、母子保健サービスを担う各市町村が取組の質の向上に加え、**都道府県においては地域間の母子保健サービスの格差の是正**に向けた、より広域的、専門的な視点での市町村支援が求められる。

13

## 「妊産婦のための食生活指針」改定の概要

### 背景

- 「妊産婦のための食生活指針」は、妊娠期及び授乳期における望ましい食生活の実現に向けて、平成18年2月に『健やか親子21』改定検討会で策定された。指針においては、何をどれだけ食べたらいいかをわかりやすくリストで示した妊産婦のための食事バランスガイドや、妊娠期における望ましい体重増加量等を示している。
- 策定から約15年が経過し、健康や栄養、食生活に関する課題を含む、妊産婦を取り巻く社会状況等が変化していることから、令和元年度の調査研究事業の報告書等踏まえ、厚生労働省において指針の改定を行つ。

\* 令和元(2019)年 厚生労働省の食生活指針の改定案(案)及び検討会に関する調査研究(国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所)

### 改定の内容

- 妊娠、出産、授乳等に当たっては、妊娠前から健康なかだづく適切な食習慣の形成が重要である。このため、改定後の指針の対象には妊娠前の女性も含むことと、名称を「妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針」とした。
- 改定後の指針は、妊娠前からの健康づくりや妊産婦に必要な食事内容とともに、妊産婦の生活全般、からだや心の健康にも配慮した、10項目から構成する。
- 妊娠期における望ましい体重増加量については、「妊娠中の体重増加指導の目安」(令和3年3月8日日本産科婦人科学会)を参考として提示する。

\* 妊娠中の体重増加指導の目安\*

| 妊娠前の体格**  | BMI          | 体重増加指導の目安            | (参考) 改定前     |
|-----------|--------------|----------------------|--------------|
| 低体重       | 18.5未満       | 12~15kg              | 9~12kg       |
| 普通体重      | 18.5以上25.0未満 | 10~13kg              | 7~12kg       |
| 肥満 (1度)   | 25.0以上30未満   | 7~10kg               | 個別対応         |
| 肥満 (2度以上) | 30以上         | 個別対応<br>(上限5kgまでが目安) | (上限5kgまでが目安) |

\* 関係資料はごちらに掲載しています → [https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/boshi-hoken/ninpu-02.html](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshi-hoken/ninpu-02.html)

14

## 「授乳・離乳の支援ガイド」について(平成31年3月改定)

### 1. 背景

- 本ガイドについては、授乳及び離乳の望ましい支援の在り方について、妊産婦や子どもに関わる保健医療従事者を対象に、所属する施設や専門領域が異なる場合でも、基本的事項を共有し一貫した支援を進めるために、平成19年3月に作成。
- 本ガイドの作成から約10年が経過するなかで、科学的知見の集積、育児環境や就業状況の変化、母子保健施策の充実等、授乳及び離乳を取り巻く社会環境等の変化がみられたことから、有識者による研究会を開催し、本ガイドの内容の検証及び改定を検討。

### 2. ガイドの基本的な考え方

- (1) 授乳及び離乳を通じた育児支援の視点を重視。親子の個別性を尊重するとともに、近年ではインターネット等の様々な情報がある中で、慣れない授乳及び離乳において生じる不安トラブルに対し、母親等の気持ちや感情を受けとめ、寄り添いを重視した支援の促進。
- (2) 妊産婦や子どもに関わる多機関、多職種の保健医療従事者が授乳及び離乳に関する基本的事項を共有し、妊娠中から離乳完了に至るまで、支援内容が質なることのないよう一貫した支援を推進。

\* 医療機関、助産所、保健センター、管理栄養士等

### 3. 改定の主なポイント

- (1) 授乳・離乳を取り巻く最新の科学的知見等を踏まえた適切な支援の充実**  
食物アレルギーの予防や母乳の利点等の乳幼児の栄養管理等に関する最新の知見を踏まえた支援の在り方や、新たに発達する乳児用液体ミルクに関する情報の記載。
- (2) 授乳開始から授乳リズムの確立時期の支援内容の充実**  
母親の不安に寄り添いつつ、母子の個別性に応じた支援により、授乳リズムを確立できるよう、子育て世代包括支援センター等を活用した継続的な支援や情報提供の記載。
- (3) 食物アレルギー予防に関する支援の充実**  
従来のガイドでは参考として記載していたものを、近年の食物アレルギー発覚の増加や科学的知見等を踏まえ、アレルゲンに由来する食品の適切な摂取時期の提示や、医師の診断に基づいた授乳及び離乳の支援について新たな項目として記載。
- (4) 妊娠期からの授乳・離乳等に関する情報提供の在り方**  
妊産婦健診や母乳親子検査、3~4ヶ月健診検査等の母子保健事業等を活用し、授乳方法や離乳開始時期等、妊娠から離乳完了までの各時期に必要な情報を記載。

15

## 本日の内容

### 1 成育基本法と健やか親子21(第2次)について

### 2 食育推進基本計画について

### 3 保育所等における食育の推進について

### 4 令和3年度 栄養施策の方向性について

## 第4次食育推進基本計画の概要

### 食育基本法(平成17年法律第55号)(法律)

### 第4次食育推進基本計画(令和3年度～令和7年度)

令和3年3月31日 食育推進会議決定

#### はじめに

#### 第1 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

- SDGsの考え方を踏まえながら多様な関係者が協力して推進・協力して総合的に推進

#### 1. 対象領域

・国民の健康のための食生活の改善

・社会・環境・文化の視点

・食育を通じた食生活の改善

・持続可能な食生活の実現



## 子供の貧困対策に関する大綱(抜粋)

～日本の将来を担う子供たちを誰一人取り残すことがない社会に向けて～

### 第4 指標の改善に向けた重点施策

#### 2 生活の安定に資するための支援

##### (3) 子供の生活支援

###### (食育の推進に関する支援)

乳幼児期は、子供の健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤となる時期であるとともに、望ましい食習慣や生活習慣の形成に極めて大きな役割を果たす時期でもある。

このため、全ての子供が健やかに育つ社会の実現を目指す「健やか親子21(第2次)」の趣旨を踏まえつつ、乳幼児健康診査等における栄養指導の機会等を活用し、疾病や障害、経済状態等の個人や家庭環境の違い、多様性を踏まえた食育の推進を図る。

保育所を始めとした児童福祉施設においては、「ふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、各施設において、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」の活用等を通じ、子供の発育・発達状態・健康状態・栄養状態・生活状況等を把握し、それぞれに応じた必要な栄養量が確保できるよう努めるとともに、食事の提供や栄養管理を行い、子供の健やかな発育・発達を支援する。

特に、保育所等における食育の推進に当たっては、「保育所保育指針」、「保育所における食事の提供ガイドライン」等を参考し、専門性をいかしながら、家庭や地域、福祉、教育分野等と連携を図っていくことが重要である。児童養護施設等で暮らす子供においては、人所前の家庭生活において適切な食生活が営まれていない場合があることから、児童養護施設等の運営指針の活用を通じ、子供の発達過程に応じた食習慣を身に付けられるよう食育を推進する。

ひとり親家庭の子供については、居場所づくりの観点から、子どもの生活・学習支援事業において食事の提供を行う場合には、食育の観点に配慮するものとする。

25

## 本日の内容

1 成育基本法と健やか親子21(第2次)について

2 食育推進基本計画について

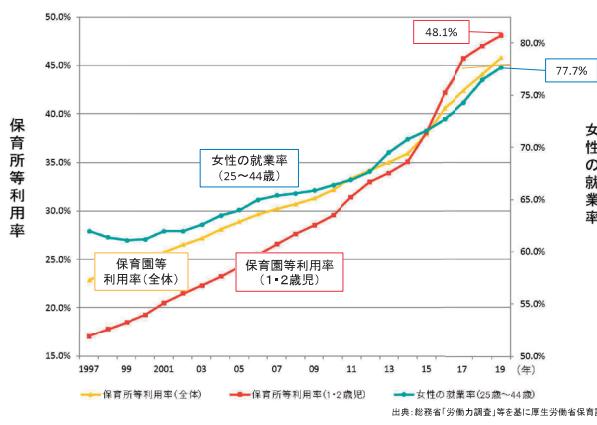
3 保育所等における食育の推進について

4 令和3年度 栄養施策の方向性について

26

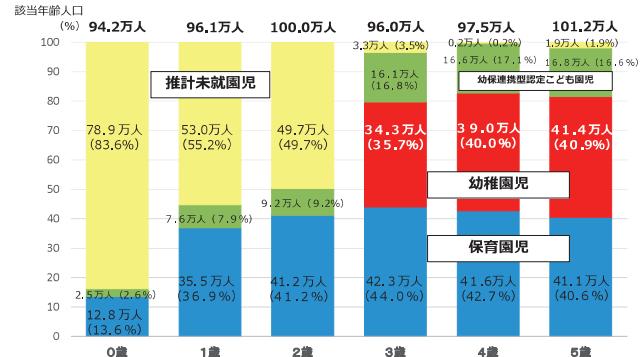
## 女性就業率(25~44歳)と保育園等の利用率の推移

○ 女性の就業率(25~44歳)と1・2歳児保育利用率ともに、年々上昇傾向にある。



27

## 保育園と幼稚園の年齢別利用者数及び割合 (R1)



28

## 保育所保育指針について

### 【根拠法令】

○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(児童福祉施設最低基準)

(保育の内容)

第35条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。

### 【保育所保育指針の趣旨】(保育所保育指針「第1章 総則」より)

・保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項を定める。  
・各保育所は、この指針において規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項等を踏まえ、各保育所の実情に応じて創意工夫を図り、保育所の機能及び質の向上に努めなければならない。

### 【策定及び改定の経緯】

・昭和40年8月「保育所保育指針」策定

・平成2年3月改訂 養護機能の明確化・保育内容の年齢区分の細分化・保育内容の改正(6領域→5領域) 等

・平成11年10月改訂 子育て支援、職員の研修、保育士の保育姿勢、SIDS予防、児童虐待対応 等

・平成20年3月改定 保育所保育の特性(養護と教育の一体的展開等)の明確化・保育課程の編成・自己評価の実施及び結果の公表、小学校との連携・保護者支援・職員の資質向上、施設長の責務 等

告示化・大綱化

⇒平成29年3月改定(平成30年4月適用)



30

## 保育所保育指針の改定について

○ 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことその特性とし、[その内容については、厚生労働大臣が定める指針\(保育所保育指針\)](#)に従う。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令)第35条)

### 保育所保育指針について

○ 保育所保育指針については、各保育園の保育の内容の質を高める観点から、約10年に一度改定されており、直近では平成20年に改定を行ったところ。

○ 平成30年度改定に当たっては、

①平成20年の改定から現在に至るまでの社会情勢の変化

※保育園利用児童数の増加、子ども・子育て支援新制度の施行、児童虐待対応件数の増加等

②幼稚園教育要領の改訂に向けた検討の状況

※中央教育審議会の下の幼稚園教育会においても同時に審議

等を踏まえて検討を行った。

※ 保育所保育指針、幼稚園教育要領の他、幼保連携認定こども園教育・保育要領も併せて改訂

### 平成30年 改定に向けた検討状況・スケジュール

○ 社会保障審議会児童部会に「保育専門委員会」(委員長:汐見稔幸白梅学園大学長)を設置し検討。

○ 平成28年12月21日に議論のとりまとめを公表。議論のとりまとめを受け、平成29年3月31日に指針を大臣告示。1年の周知期間をおいて、平成30年4月から適用。

30

## 改定後の保育所保育指針について

- 第1章～第5章で構成。保育所における保育の内容及びこれに関連する運営に関する事項を定める。
- 厚生労働大臣告示(平成29年3月31日告示、平成30年4月1日適用)

### 第1章 総則

- 保育所保育が幼児教育の重要な一翼を担っていることを踏まえ、「4. 幼児教育を行う施設として共有すべき事項」を定めなど、保育所保育の基本となる考え方について記載。

1. 保育所保育に関する基本原則
2. 養育に関する基本的事項
3. 保育の範囲及び評価
4. 幼児教育を行う施設として共有すべき事項

### 第2章 保育の内容

- 乳児、3歳未満児、3歳以上児の保育について、それぞれねらい及び内容を記載。
- 象に、3歳以上児の保育について、幼稚園、認定こども園の整合性を確保。

1. 乳児保育に関わるねらい及び内容

※「誰やかに伸び伸びと育つ」身なりと気持ちが通じ合う」

「誰なりの上野ひのいわが育つ」という視点から記載

2. 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容

※「健やか、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域の観点から記載

3. 3歳以上児の保育に関わるねらい及び内容

※「健やか、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域の観点から記載

4. 保育の実施に関して留意すべき事項

### 第3章 健康及び安全

- 子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、食育の推進、安全な保育環境の確保等について記載。

1. 子どもの健康支援
2. 食育の推進
3. 環境及び衛生管理並びに安全管理
4. 災害への備え

### 第4章 子育て支援

- 保護者と連携して「子どもの育ち」を支えることを基本として、保育所が行う子育て支援の役割等について記載。

1. 保育所における子育て支援に関する基本的事項
2. 保育所を利用する保護者に対する子育て支援
3. 地域の保護者等に対する子育て支援

### 第5章 職員の資質向上

- 職員の資質・専門性の向上について、キャリアパスを見据えた研修機会の充実などを含め記載。

1. 職員の資質向上に関する基本的事項
2. 施設長の責務
3. 職員の研修等
4. 研修の実施体制等

31

## 保育所保育指針

(平成29年3月31日厚生労働省告示第117号)抜粋

### 第3章 健康及び安全

#### 2 食育の推進

##### (1) 保育所の特性を生かした食育

ア 保育所における食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目指とすること。

イ 子どもが生活と遊びの中で、意欲をもって食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しむ合う子どもに成長していくことを期待するものであること。

ウ 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成し、その評価及び改善に努めること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。

##### (2) 食育の環境の整備等

ア 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や食の循環・環境への意識、調理する人のへの感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員等との関わりや、調理室など食に関わる保育環境に配慮すること。

イ 保護者や地域の多様な関係者との連携及び協働の下で、食に関する取組が進められること。また、市町村の支援の下に、地域の関係機関等との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。

ウ 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。

32

## 栄養管理加算の拡充（令和2年度～）

- アレルギー等への対応や食育の推進のため、栄養士を雇用等している保育所等に対する栄養管理加算の充実を図る。

### 【加算概要】

食事の提供に当たり、栄養士を活用してアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受ける施設に対して、これらに要する費用の相当額を加算する。

### 【加算条件・加算額】

| （参考）見直し前 |   | 見直し後   |  |
|----------|---|--|--|
| 加算要件     | ・栄養士の活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、 <b>調理員</b> として栄養士を雇用している場合も対象となる。 | ・栄養士の活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、 <b>調理員等</b> として栄養士を雇用している場合も対象となる。 |  |
| 加算額      | 年額1.2万円<br>※3ヶ月分の公定価格に加算  | 年額1.2万円<br>※上記の1/12の金額を各月の公定価格に加算                                  |  |
|          | ※3ヶ月分の公定価格に加算   |  |  |

33

## 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）」の概要

### 【目 的】

保育所保育指針に基づき、保育所における子どもの健康と安全の確保に資するよう、乳幼児期の特性を踏まえたアレルギー対応の基本を示し、保育士等の職員が医療関係者や関係機関との連携の下、各保育所においてアレルギー対応に取り組む際に活用する。

### 第1部：基本編

#### 1. 保育所におけるアレルギー対応の基本

- 乳幼児期のアレルギー疾患、保育所における対応の基本原則、生活管理指導者の活用、緊急時の対応（「EIPB」の使用）等

- (1) アレルギー疾患とは
- (2) 保育所における基本的なアレルギー対応
- (3) 基本原則（「EIPB」の使用）
- (4) 関係者の役割と連携

#### 2. アレルギー疾患対策の実施体制

- 記録の重要性（事故防止上の取扱い、災害への備え、保育所内外の関係者の役割、連絡・情報共有等）

- (1) 保育所における職員の役割
- (2) 施設長（管理者）、保育士、**栄養士**、**看護師**、**アレルギー疾患の特徴**、**医療機関との連携**
- (3) 行政の役割と連携

#### 3. 食物アレルギーへの対応

- 原因食品の完全除去による対応（安全を最優先）、誤食の発生原因と対応、食育活動と誤食との関係等

- (1) 保育所における食事提供の原則（除去食品の考え方、安全配慮、安全配慮）、組織的対応、全般配慮、安全配慮
- (2) 語食の防止
- (3) 食育活動と誤食との関係

### 第2部：実践編（生活管理指導表に基づく対応の解説）

※生活管理指導表、保育所におけるアレルギー対応に関する、子育てを中心とした、医療と保護者、保育所の重要な「コミュニケーションツール」  
○ 乳幼児がかりやうやく表記的なアレルギー疾患ごとに、概要（特徴、原因、症状、治療）、明記した上で、「生活管理指導表」に基づく適切な対応に資するよう、病状・治療・治療の解説、【飲食】での生活上の留意点等に求められる具体的な対応を解説。

- (1) 食物アレルギー・アナフィラクシーより
- (2) 気管支炎・喘息
- (3) アトピー性皮膚炎
- (4) アレルギー性結膜炎
- (5) アレルギー性鼻炎

参考様式 保育所におけるアレルギー疾患管理指導表（アレルギー疾患有する子どもの対応に関する医師の診断指示を記載）

緊急時個別対応票（アレルギー疾患有する子どもの対応のための事前確認及び対応時の記録）

※誤食免除申請書（食物アレルギーの飲食対応における免除申請の手順）

参考情報 アレルギー疾患対策に関する公表情報（関連する公表情報のURL）

関係法令等 保育所保育指針、アレルギー疾患対策基本法、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な方針等

34

## 保育士等キャリアアップ研修ガイドラインの概要

- 保育現場においては、園長、主任保育士の下で、初任後から中までの職員が、多様な課題への対応や若手の指導等を行リーダー的な役割を与えられて職務にあたっており、こうした職務内容に応じた専門性の向上を図るために、研修機会を充実させることを可能。
- 保育現場におけるリーダー的職能の育成に関する研修について、一定の水準を確保するため、研修の内容や研修の実施方法など、必要な事項を定めるガイドラインを策定

### 実施主体

- ・都道府県又は都道府県知事の指定した研修実施機関

※ 都道府県が担当とする場合に委託すること可能。

※ 研修実施機関は、市区町村、指定保育士養成施設又は就学前の子どもにむけする研修の実施に有する非營利団体に限る。

### 研修分野・対象者

- 【専門分野別研修】  
 ①乳児保育、②幼児教育、③障害児保育、④食育・アレルギー対応、⑤保健衛生・安全対応、⑥保護者支援・子育て支援

<対象者>

・各分野におけるリーダー的な役割を担う者としての経験があり、主任保育士の下でドリーラーーの役割を担う者（当該役割を担うことが見込まれる者を含む。）

### 【マネジメント研修】

<対象者>  
 ・各分野におけるリーダー的な役割を担う者としての経験があり、主任保育士の下でドリーラーーの役割を担う者（当該役割を担うことが見込まれる者を含む。）

### 【保育士等キャリアアップ研修】

<対象者>  
 ・都道府県及び研修実施機関は、研修修了者に對し、修了証を交付する。（修了証は全国で有効。）

・都道府県及び研修実施機関は、研修修了者の情報管理を行ふことし、保育士登録番号や氏名、誕生日、住所等を記載した研修修了者名簿を作成する。

35

## 保育士等キャリアアップ研修の分野及び内容

### 研修分野

#### ねらい

#### 内容

### 研修分野

## 「保育所における食事の提供ガイドライン」の概要

○保育所保育指針の改定・告示（平成20年3月公布、平成21年4月施行）及び保育所における質の向上のためのアクションプログラムの策定（平成20年3月）による、「子どもの健康及び安全」の確保と実現の明確化  
○「構造改革特別区画において講じられた措置の特例措置の評価・調査委員会の意見に関する今後の政策の対応方針」（平成22年3月23日構造改革特別区画推進本部）  
※お問い合わせ、子どもの発達状況に対する対応、アレルギー現象、体調不良時の対応、食事の重要性を踏まえて、児童の体力の向上を図るためにの好適例集・ガイドライン等を策定し、周知を図るとともに、給食提供の実態について、引き続きモニタリングしていくこと

保育所における  
食事の提供  
ガイドライン作成  
(平成24年3月発出)

### ガイドラインの内容の主な項目とポイント

#### ○子どもの「食」をめぐる現状

各種調査から子ども、保護者の食事の状況、課題について明らかにする

#### ○保育所における食事提供の現状

全国調査から保育所における食事の提供の状況（自園調理・外部委託・外部搬入）と課題を明らかにする。

#### ○保育所における食事提供の意義と具体的な取り方

「発育」「発達」「教育的視点」「保護者支援」の3つの視点から保育所の役割、質の向上を目指した取り方を示す。

#### ○保育所における食事提供の評価（チェックリスト）

子どもの最善の利益を考慮し、子どもの健全な心身の発達を図るための食事提供のあり方（実践・運営面）についての評価内容を示す。

#### ○好適例集

### ガイドラインの活用に向けて

#### ○ガイドラインの履用徹底

このガイドラインは、各自治体の保育主管課担当者、保育所へ内容が十分周知できるようになります。また、厚生労働省のHPに掲載し、活用やすい体制を整える。

#### ○保育所における食事の提供・食事の質の向上

調査等から明らかになった子どもや保護者、保育所の状況と課題を踏まえて、食事のあり方について再考、評価を行い改善をする。調理形態に問わらず、保育所の食事提供の質の向上を目指す。

一乳幼児期における「食を営む力」の基礎を培うための食事的重要性を、食事に関わる大人（保育所、行政、保護者）が共通理解し取り組む。

37

## 家庭的保育事業における食事の提供体制の検討について

### 1. 現行制度について

- 0～2歳児の保育については、個々の子どもの発達に応じた離乳食の提供、アレルゲン除去食の提供、体調不良時の心配や食への変更等施設応需対応等の必要から、認可保育園では、自園調理が原則。
- 家庭的保育事業についても自園調理が原則であるが、新制度創設時に市町村による認可事業（地域型保育事業）として位置づけられた際、自園調理を行っている事業者が半数程度しかなかったことから、現在①既存事業者は、5年間（～平成31年度末）自園調理の原則を猶予。  
②責任明確化等を条件に、連携協定である保育園や系列事業者等から外部搬入を容認。

→ 家庭的保育事業等の食事の提供の特例について、現に幼稚園等へ搬入を実施して園児の食の安全性等が一定程度担保されていると認められる民間事業者も対象にすべき。（特別区長会）

### 2. 提案についての対応

- 約8～9割の家庭的保育事業者は事業者の自宅で保育を提供しており、依然として、お弁当持参が多い現状にある。  
←調理設備の確保や衛生的な維持が困難等の理由で自園調理への移行が進んでいない  
←個人事業主が約8割を占め、同一・系列法人がいため外部搬入が難しい
  - 上述を踏まえ、自宅で保育を提供している家庭的保育事業者について、以下の通り現行基準を見直す。
- |   |   |
|---|---|
| 見直し前  | 見直し後  |
| 経過措置は5年   | 経過措置10年（5年間延長し、平成36年度末まで）   |
| 外部搬入について、<br>①保育園・幼稚園・認定こども園<br>②同一・系列法人の運営事業所から可能（※） | ①・②に加え、<br>③保育園などに食事の搬入を行っており、0～2歳児にアレルギー対応等の配慮を行うことができる市町村が認める事業者から可能（※） |
- \* 5つの条件が満たす場合：①責任の明確化・契約内容の確保 ②栄養士による必要な配慮の実施 ③適切な外部搬入事業者の確保 ④運営段階・アレルギー等への十分な配慮 ⑤食育計画に基づく食事の提供
- あわせて、自園調理への移行促進のため、家庭的保育事業者間で自園調理に関する情報・ノウハウの共有や環境整備が可能なようなコンソーシアムの設置、家庭的保育事業者が自園調理を行う際のガイドラインの整備等を推進する。

38

## 食品衛生法改正のポイント～令和3年6月1日完全施行～

[平成30年6月13日公布]

### 原則全ての事業者に“HACCPに沿った衛生管理を制度化”

- HACCPに沿った衛生管理の実施が令和3年6月1日に本格施行されました。集団給食施設を含む原則全ての事業者に、HACCPに沿った衛生管理の実施が義務付けられています。
- 食品衛生責任者を選任し、その方を中心に衛生管理計画・手順書の作成や記録の保存を行ってください。  
※ 医師、歯科医師、薬剤師、調理師、栄養士等の他、都道府県知事等が行う講習会（1日程度）を受講した方も食品衛生責任者となることができます。
- 「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日付け衛食第85号別添）は、HACCPの概念に基づき作成したもので、本マニュアルに沿った衛生管理がしっかりと実施できていれば、新たな対応は必要ありません。  
※ 「大量調理施設衛生管理マニュアル」を活用していない中小規模等の集団給食施設については、衛生管理計画等は、事業者団体が作成した手引書を参考に作成してください。  
・調理を行なう事業者向け手引書としては、「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書（小規模な一般飲食店事業者向け）」や「旅館・ホテルにおけるHACCPの考え方を取り入れた衛生管理手引書」等があります。  
・手引書は厚生労働省HPからダウンロードできます。  
([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179028\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179028_00003.html))

### “営業届出制度”的創設

- 営業届出制度が、令和3年6月1日に施行されました。集団給食施設を含む事業者は、保健所に届出を行う必要があります。  
※ 施設の設置者は管理者が、調理業務を外部事業者に委託する場合、複数の調理場を使用するか否かにかかわらず、受託事業者は、通常の営業と同様に営業許可が必要です。

## 本日の内容

### 1 成育基本法と健やか親子21（第2次）について

### 2 食育推進基本計画について

### 3 保育所等における食育の推進について

### 4 令和3年度 栄養施策の方向性について

## 令和3年度 栄養施策の方向性～活力ある持続可能な社会の実現のために～

- 栄養は、人が生涯を通じてよく生きるための基盤であり、活力のある持続可能な社会を実現する上の必須要素。
- 日本は、経済発展に先立ち、日本の栄養政策の重要な要素である「食事」「人材」「エビデンス」を組み合わせた栄養政策を始動。各時代の栄養課題に合わせて発展させ、それと同様に経済成長を遂げ、世界一の長寿国に。
- さらに、乳幼児期から高齢期まで全ライフコースを対象とした栄養対策と並行して、傷病者や被災者等を対象とした対策を通じて、「誰一人取り残さない」栄養政策を推進。
  - ※ 上記の観点から、上記の観点から、施策紹介資料において、主な対象者層を図示化（右図参照）。
- 日本の栄養政策は途上国等のロールモデルとなり得る一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大・長期化による「経済格差に伴う栄養格差の拡大」などの新たな課題に直面。
  - こうした課題を含め、広範かつ困難な課題に対応するには、様々な部局と連携しながら、着実に施策を推進し、成果を得ていくことが必要。
    - ※ 上記の観点から、今年度の栄養施策担当者会議資料では、関係省庁との連携事例や、省内関係部局の施策を紹介。
    - 自然災害に伴う持続可能な食糧備蓄の推進に向けた検討会 報告書の概要
      - ～農林水産省・経済産業省・環境省・消費者庁との連携～
      - ～「妊婦婦のための生活指針」改定の概要～子の家庭局 母子保健課
      - ～生活保護受給者の健常育成支援の推進と市町村保健部局との連携～社会・援護課 保健課 保護事業室
      - ～令和3年度介護報酬改定の概要（栄養問題）～老健局 老人保健課



「日本の栄養政策」パンフレット  
(健康局・農林水産省・栄養指針作成会)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179028\\_00000000000000000000000000000000.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179028_00000000000000000000000000000000.html)

都道府県等栄養施策担当者会議資料はこちら → [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_20394.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20394.html)

